

Ⅹ 地 域 福 祉

1 民生委員・児童委員 保健福祉政策課・総務係

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

また、すべての民生委員は、児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安等に関する相談や支援を行っています。

- ①配置基準 170～360世帯に1人（中核市の場合）
- ②佐世保市の定数 628人（令和3年4月1日現在）
- ③任 期 3年（現委員の任期は令和4年11月30日まで）
- ④職 務
 - 〈1〉住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握する。
 - 〈2〉担当地区内で援助を必要とする人に対し、適切な助言や援助を行う。
 - 〈3〉関係行政機関及び関係団体と連携を保ち、その業務に協力する。
 - 〈4〉地域の人々の福祉向上を図るための相談や訪問活動を行う。
 - 〈5〉各種会合・研修会への参加など

(2) 主任児童委員

主任児童委員とは平成6年に創設された制度で、児童福祉活動を専門に行う児童委員として、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名します。

地域の児童福祉に関する機関の連携を図り、区域担当児童委員の活動をサポートしています。

- ① 配置基準 地区民生委員児童委員協議会を組織する民生委員・児童委員の定数に基づき配置されます。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
39人以下	2人
40人以上	3人

- ②佐世保市の定数 68人（令和3年4月1日現在）
- ③任 期 3年（現委員の任期は令和4年11月30日まで）
- ④職 務
 - 〈1〉児童福祉に関する事項を専門的に担当する。
 - 〈2〉児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行う。
 - 〈3〉区域を担当する児童委員の活動に必要な援助・協力を行うなど。
※主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会の範囲での活動を行います。

(3)地区民生委員児童委員協議会

市内では、下記の33地区に民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」）が設置されています。地区民児協の代表者を「会長」といいます。

33地区民児協は、集合して佐世保市民生委員児童委員協議会連合会を組織し、民生委員・児童委員活動の推進を目的に、①地区民児協相互の連絡調整、②研修や行事の開催、③調査研修並びに資料・情報の交換、④関係機関・団体との連絡提携などの活動を展開しています。

地区民生委員児童委員協議会一覧表 (令和3年12月1日現在)

地区名	会長氏名	民生委員・児童委員 定数			担当地区
		区域担当	主任児童委員	計	
宮	長野 憲道	8	2	10	宮支所管内
三川内	椎葉 幸秋	14	2	16	三川内支所管内
針尾	永田 美春	7	2	9	針尾支所管内
江上	嶋濱 好晴	13	2	15	江上支所管内
広田	荒木 千代子	16	2	18	広田中学校区
早岐	久保田 直樹	35	2	37	早岐中学校区
日宇	倉本 惇子	44	3	47	日宇支所管内
天神	山口 祥平	24	2	26	天神・港小学校区
福石	坂本 光恵	12	2	14	福石小学校区
木風	中島 正行	12	2	14	木風小学校区
潮見	永田 洋子	10	2	12	潮見小学校区
白南風	深町 なお	13	2	15	白南風小学校区
小佐世保	澤田 和則	15	2	17	小佐世保小学校区
戸尾	美藤 純一	11	2	13	旧戸尾小学校区
光園	林 俊孝	17	2	19	旧光園小学校区
山手	樋口 博	14	2	16	山手小学校区
清水	都知木 和博	17	2	19	清水小学校区
大久保	須藤 廣光	13	2	15	大久保小学校区
金比良	嬉野 憲二	15	2	17	金比良小学校区
春日	小林 一三	15	2	17	春日小学校区
宇久	永島 厚子	11	2	13	宇久行政センター管内
大野	鶴田 竹一	38	2	40	大野支所管内
赤崎	佐々木 英志	13	2	15	赤崎小学校区
九十九	丸田 年幸	8	2	10	船越・庵浦・俵ヶ浦小学校区
中里皆瀬	福田 京子	25	2	27	中里皆瀬支所管内
柚木	小川 則弘	13	2	15	柚木支所管内
相浦	松瀬 英子	48	3	51	相浦支所管内
黒島	榊永 健一郎	4	2	6	黒島支所管内
吉井	川崎 博司	15	2	17	吉井支所管内
世知原	小林 博志	12	2	14	世知原支所管内
小佐々	山本 トシ子	18	2	20	小佐々支所管内
江迎	濱野 かほる	16	2	18	江迎支所管内
鹿町	出口 智美	14	2	16	鹿町支所管内
合計	33地区	560	68	628	

(4) 民生委員・児童委員の活動状況(令和2年度)

	内容別相談・支援件数										
	在宅福祉社	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・生活	学校生生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係
民生委員	1,102	446	1,604	376	8,961	1,826	422	115	186	630	414
(再掲) 主任児童委員	5	12	13	69	1,317	652	1	3	1	26	0

	内容別相談・支援件数				分野別相談・支援件数				
	生活環境	日常的な支援	その他	計	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	計
民生委員	1,473	20,500	7,109	45,164	14,660	1,305	24,456	4,743	45,164
(再掲) 主任児童委員	56	1,238	245	3,638	132	12	3,270	224	3,638

	その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	調査・実態把握	行事・事業・協力	会議への参加	地域福祉活動・活動	自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他の関係機関	
民生委員	5,206	10,190	41,269	16,945	2,690	161	68,506	37,038	49,657	31,281	100,367
(再掲) 主任児童委員	187	1,060	3,173	1,554	12	10	569	1,077	6,682	4,125	9,225

2 避難行動要支援者支援制度 保健福祉政策課・企画係

災害対策基本法では、市町村長は要配慮者（高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者）のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で特に支援を要する方（避難行動要支援者）を把握し、その名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務付けられています。

また、その名簿に掲載された方のうち、本人が地域の民生委員や町内会等（避難支援等関係者）への情報提供に同意された方の情報については、市は平常時から避難支援等関係者に提供しています。

この名簿を活用し、地域の避難支援等関係者は平常時からの見守りや災害時の情報伝達、避難誘導等の避難支援を実施します。

（１）避難行動要支援者

避難行動要支援者とは災害発生時等に指定された避難所まで自力で避難することが困難で、特に支援を要する方です。

本市では、在宅で次のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ①要介護認定3～5を受けている方
- ②一人暮らしの高齢者（65歳以上）又は高齢者のみの世帯に属する方で、要介護認定1～2を受けている方
- ③身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の方で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある方
- ④療育手帳のA、A1又はA2を所持する方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する方
- ⑥特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している方
- ⑦本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- ⑧従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている方
- ⑨その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者

（２）避難支援等関係者

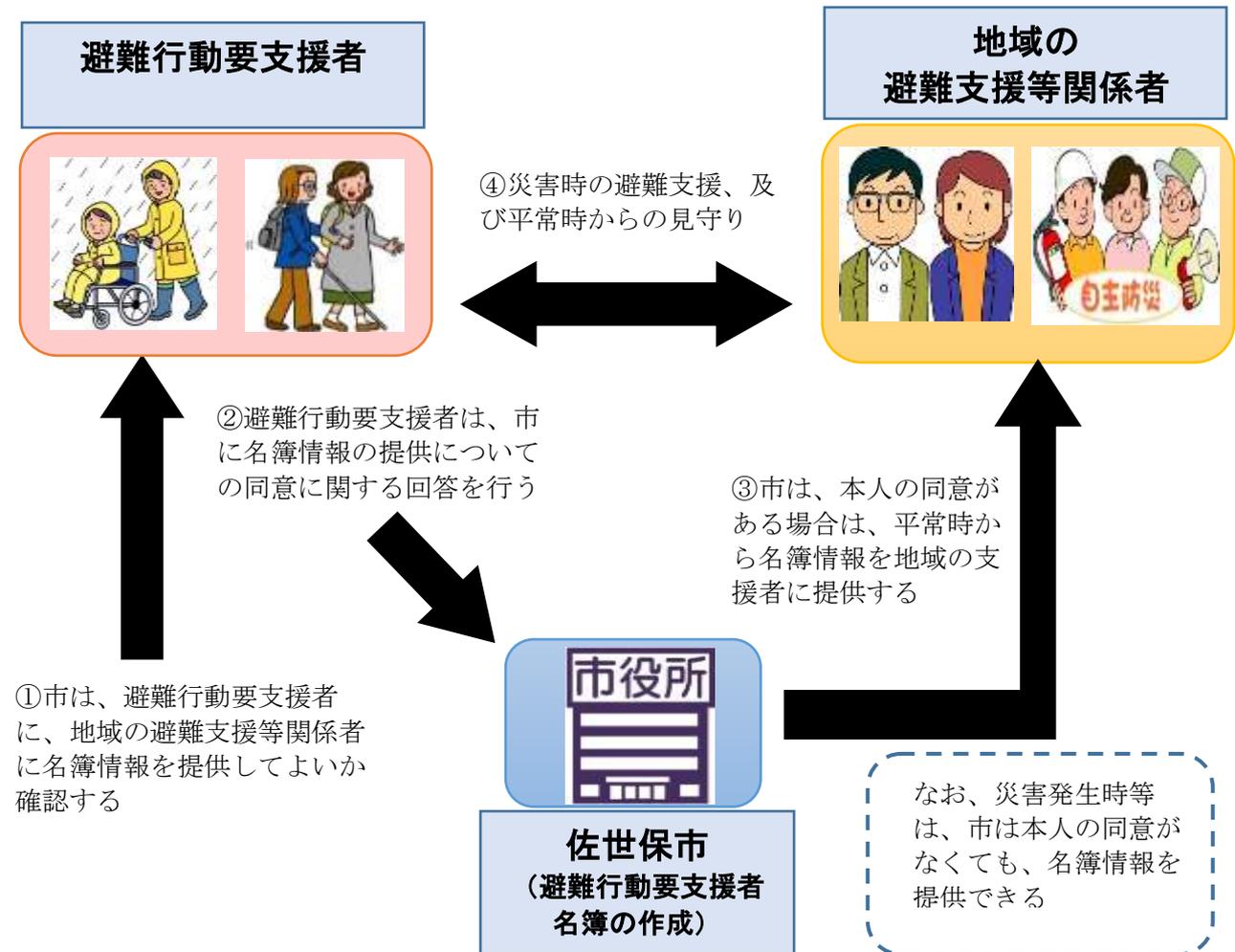
避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対し、平常時からの見守りや災害時の情報伝達、避難場所への誘導等の支援を実施する方です。

ただし、災害時における避難支援は、可能な範囲で行っていただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

本市では、次のとおり避難支援等関係者を定めています。

- ①佐世保市消防局
- ②消防団
- ③長崎県警察
- ④民生委員
- ⑤佐世保市社会福祉協議会
- ⑥自主防災組織
- ⑦町内会等その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(3) 避難行動要支援者への支援体制



※ただし、災害時における避難支援は、地域の支援者の可能な範囲で行っていただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

(4) 避難行動要支援者名簿掲載者数 (令和3年12月1日時点)

支援が必要な理由		名簿掲載者数
1	要介護認定3～5を受けている者	2,708
2	一人暮らしの高齢者(65歳以上)又は高齢者のみの世帯に属する方で、要介護認定1～2を受けている方	3,186
3	身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の方で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある方	1,829
4	療育手帳のA、A1又はA2を所持する方	570
5	精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する方	1,530
6	特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している方	10
7	本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者	28
8	従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている方	851
9	その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者など	567
合計(重複を含む)		11,279
実数		10,181

(1) 福祉避難所

福祉避難所とは、「高齢者、障がい者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす」方々が、状態に応じて安心して生活できるよう、「何らかの特別な配慮がされた」避難所です。

一般的には、2次避難所として位置付けられ、地区公民館等の避難所での生活が困難で、福祉避難所の開設が必要と判断した場合、施設管理者に開設を要請します。

なお、福祉避難所までの移動、福祉避難所からの移動に関しては、ご家族等により行ってもらうことが原則です。

また、食料や着替え等、個人に係る生活費用については、原則として本人に負担していただきます。

(2) 対象者

福祉避難所への入所対象者は、基本的には、高齢者、障がい者等、一般的な避難所では生活に支障を来たすと市の保健師が判断した避難行動要支援者の方々です。

本市では、次のいずれかに該当する方を避難行動要支援者と定めています。

- ①要介護認定3～5を受けている方
- ②一人暮らしの高齢者（65歳以上）又は高齢者のみの世帯に属する方で、要介護認定1～2を受けている方
- ③身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の方で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある方
- ④療育手帳のA、A1又はA2を所持する方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する方
- ⑥特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している方
- ⑦本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- ⑧従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている方
- ⑨その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者

(3) 福祉避難所指定施設数

- | | |
|------------|------|
| ①養護老人ホーム | 2施設 |
| ②特別養護老人ホーム | 20施設 |
| ③ケアハウス | 6施設 |
| ④介護老人保健施設 | 8施設 |
| ⑤障害者支援施設 | 6施設 |

(1) 佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画の推進

近年、少子高齢化や核家族化の進行、近隣住民のつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、地域住民の課題は複雑・多様化し、制度の枠組みだけでは解決することが困難な課題が増えています。

こうした状況に対して、行政だけではなく、市民をはじめ、専門機関、関係団体、企業など、多様な主体が、自助・互助・共助の主体的活動を行い、協力し支えあいながら地域の課題の解決に取り組む「地域福祉」の考え方が必要です。

本市では、佐世保市社会福祉協議会と共同で『佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画』を策定し、この計画に基づき市全体における地域福祉の推進を図っています。

[第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画の基本理念]

一人ひとりが役割を持ち、地域で支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現

(基本目標1) 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり

(基本目標2) 地域における福祉活動の充実と人材育成

(基本目標3) 自立した生活を支える福祉サービスの展開

5 佐世保市社会福祉協議会

社会福祉協議会

【社会福祉協議会】

全国の市区町村及び都道府県単位に組織されており、一定の地域社会で福祉に関係ある公私の各種機関・団体の協力を得て、地域住民の福祉向上を図るために設置されている住民主体の福祉推進団体です。市町村の社会福祉協議会は、社会福祉法で次の事業を行うよう定められています。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) ボランティア活動の振興
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (5) (1)から(4)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

(1) 佐世保市社会福祉協議会の概要

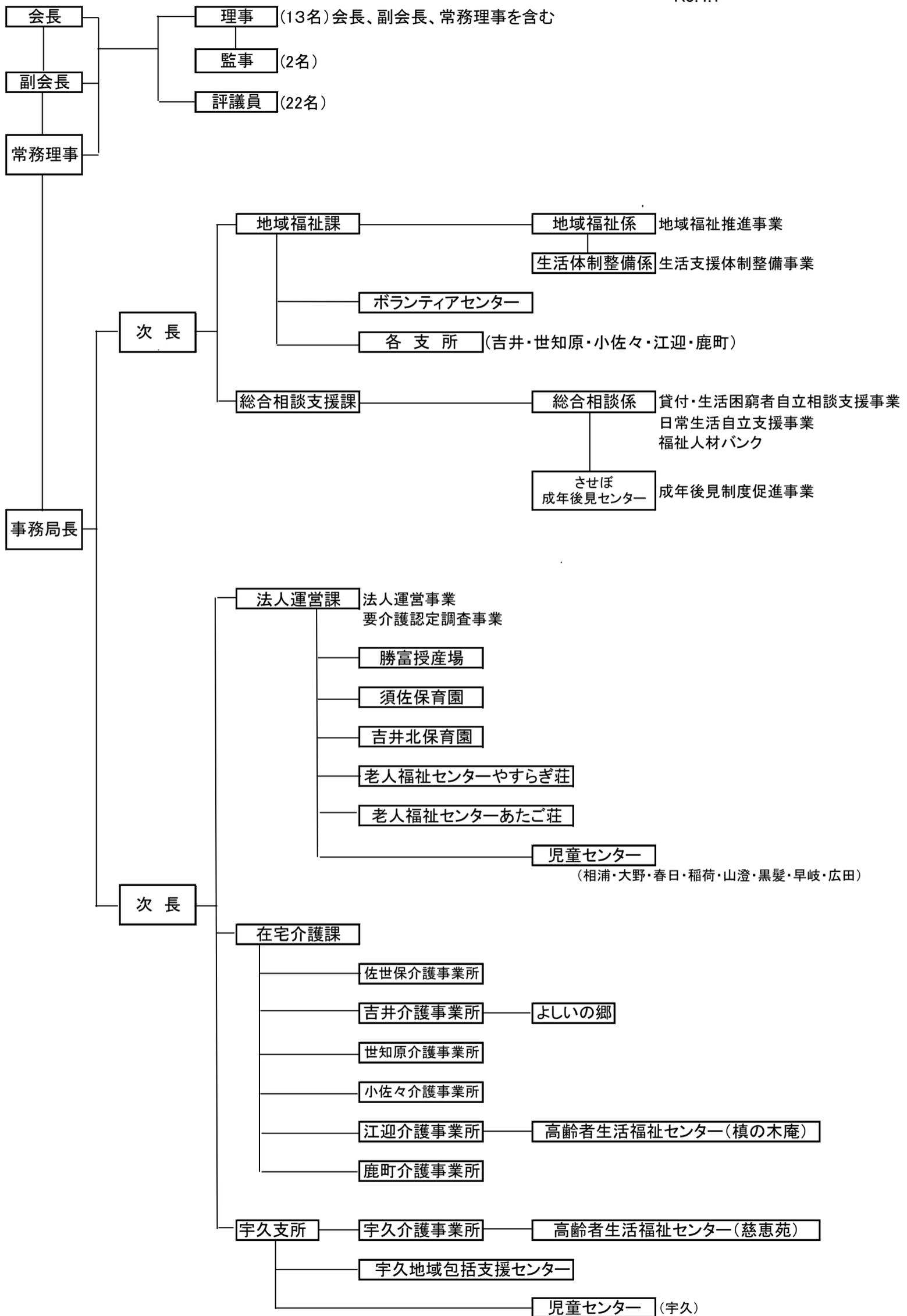
①所在地 佐世保市八幡町6番1号 ㉿23-3174

②設立年月日 昭和32年11月30日

③目的 佐世保市社会福祉協議会は、佐世保市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

佐世保市社会福祉協議会 組織図

R3.4.1



(3) 主要な事業

①地域活性化の促進

- 〈1〉 地区福祉推進協議会との連携・支援
- 〈2〉 生活支援体制整備事業

②ボランティア・市民活動の推進

- 〈1〉 ボランティアセンターの運営
- 〈2〉 ボランティアの育成研修
(研修費の補助、研修会等の開催、食事サービス料理教室の開催)
- 〈3〉 災害ボランティア活動推進事業
(災害ボランティアネットワーク連絡協議会の開催、災害ボランティア講演会の開催)

③福祉教育・人材育成

- 〈1〉 福祉教育の推進
- 〈2〉 ふくし教育実践体制の基盤づくり
- 〈3〉 ふくし教育学習会の開催
- 〈4〉 ふくし教育推進委員会の設置・開催
- 〈5〉 地域福祉出前講座の開催
- 〈6〉 地域福祉講演会の開催

④活動啓発・情報収集及び提供

- 〈1〉 社協だよりの発行
- 〈2〉 ボランティア・NPO関係広報紙「くれよん」の発行
- 〈3〉 「地域福祉かわら版よもーで」の発行
- 〈4〉 ホームページによる広報
- 〈5〉 地域福祉カルテの作成

⑤地域活動支援

- 〈1〉 福祉団体の支援（地域で活動する福祉団体への運営費・事業費助成）
- 〈2〉 社会福祉センターの運営（佐世保・宇久）
- 〈3〉 赤い羽根子ども遊び場の整備

⑥ボランティアによる在宅サービス

- 〈1〉 ふれあいネットワーク支援事業
- 〈2〉 ふれあい食事サービスへの助成
- 〈3〉 ふれあいいいききサロンの支援・推進
- 〈4〉 地域共生サロン（地域の居場所）づくり

⑦相談・援助による生活支援

- 〈1〉 日常生活自立支援事業
- 〈2〉 成年後見制度促進事業
- 〈3〉 させぼ成年後見センター事業
- 〈4〉 生活困窮者自立相談支援事業
- 〈5〉 福祉人材バンク事業
- 〈6〉 資金貸付事業（生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金、福祉資金）
- 〈7〉 見舞金等配付事業
- 〈8〉 福祉車両・機器の貸出

⑧介護・介護予防サービス

- 〈1〉居宅介護支援事業
- 〈2〉訪問介護事業・障害者居宅介護事業
- 〈3〉通所介護事業
- 〈4〉訪問入浴介護事業
- 〈5〉認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）
- 〈6〉地域包括支援センター事業

⑨その他の事業

- 〈1〉共同募金運動への協力
- 〈2〉要介護認定調査事業

⑩施設の経営

- 〈1〉勝富授産場（勝富町2-17 TEL22-6348）
- 〈2〉須佐保育園（須佐町1-9 TEL22-7985）
- 〈3〉吉井北保育園（吉井町直谷1065-1 TEL64-2027）
- 〈4〉老人福祉センターやすらぎ荘（花園町10-35 TEL22-9257）
- 〈5〉老人福祉センターあたご荘（中里町9-2 TEL48-2877）
- 〈6〉高齢者生活福祉センター慈恵苑（宇久町平1911-1 TEL0959-57-3116）
- 〈7〉高齢者生活福祉センター榎の木庵（江迎町赤坂282-24 TEL73-1300）
- 〈8〉市立児童センター9館

（4）生活福祉資金

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

- ①受付窓口 佐世保市社会福祉協議会（八幡町6-1 TEL23-3174）

②「生活福祉資金」及び「臨時特例つなぎ資金」長崎県貸付条件等一覧表 令和元年9月9日改訂

【生活福祉資金】

(注) 債務者が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年3.0%の延滞利子を徴収する。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯		
1 総合支援資金	(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間) 原則3ヶ月とし最大12ヶ月(延長は3ヶ月ごと3回)まで	2人以上世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	最終貸付 の日から 6ヶ月以内	10年以内	生活困窮者	
	(2) 住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ● 敷金、礼金等 ● 入居に際して当初の支払を要する賃料、公益費、管理費 ● 不動産仲介手数料 ● 火災保険料 ● 入居保証料	400,000円以内					
	(3) 一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要な日常生活費で賄うことが困難である費用 ● 失業等による場合に、新たに就業するための必要な支度費、技能習得費等 ● 現に居住している住宅の家賃が高い等生活を立て直すために転居が必要な場合に、転居費用、家具什器費等 ● 住居確保給付金を併せて申請している場合に、家具什器費等 ● 公共料金を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合(住居の退去を求められる、電気・ガス・水道が止められる等)に、滞納分の支払いに必要な経費 ● 過大な負債を負っている場合に、債務整理するために必要な経費 (なお、債務整理のための借り換え資金及び裁判所への預納金は除く。また、債務整理のための弁護士等費用については、法テラスによる支援を受けられる場合には、法テラスの支援が優先する。)	600,000円以内					
2 福祉資金	(1) 福祉費	① 生業費	4,600,000円以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	貸付の日 から 6ヶ月以内	10年以内	低所得 障害者 高齢者	
		② 技能習得費	期間6ヶ月程度			1,300,000円以内		8年以内
			期間1年程度			2,200,000円以内		10年以内
			期間2年程度			4,000,000円以内		12年以内
			期間3年以内			5,800,000円以内		15年以内
		③ 住宅整備費	原則2,500,000円以内			原則7年以内		
		④ 福祉用具購入費	1,700,000円以内			8年以内		
		⑤ 障害者自動車購入費	2,500,000円以内			8年以内		
		⑥ 療養費	期間1年以下			1,700,000円以内		8年以内
			期間1年超 1年6ヶ月以内			2,300,000円以内		8年以内
		⑦ 介護等費	期間1年以下			1,700,000円以内		8年以内
			期間1年超 1年6ヶ月以内			2,300,000円以内		8年以内
		⑧ 災害臨時費	原則1,500,000円以内			原則7年以内		
		⑨ 冠婚葬祭費	500,000円以内			3年以内		
⑩ 住居移転等費	500,000円以内	3年以内						
⑪ 技能習得等支度費	500,000円以内	3年以内						
⑫ その他日常一時必要費	500,000円以内	3年以内						
⑬ 生活復興支援資金 【一時生活支援費】	期間6ヶ月以内	月額200,000円以内	2年以内	20年以内	東日本大震災により被災した低所得者			
	【生活再建費】					800,000円以内		
	【住宅補修費】					2,500,000円以内		
3 教育支援資金	(1) 教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内	無利子	卒業後 6ヶ月以内	10年以内 または 15年以内 または 20年以内	低所得	
		(2) 就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費					500,000円以内
		* 福祉資金福祉費の内、上記③、⑧の貸付限度額について、個別の状況により県社協が必要と認める場合には5,800,000円とし、償還期間は15年以内とする。						
		* 教育支援資金は、同一就学者の借入総額(生活福祉資金の他の借り入れ、他制度奨学金等を含む)に応じて償還期限を設定できる(総額270万円超：20年以内、総額180万円超：15年以内、左記以外：10年以内)。						
	4 不動産担保型生活資金	(1) 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の7割 月額300,000円以内	推定相続人の中から連帯保証人を選任 年3% 又は 長期プライムレートのいずれか低い方	契約の終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	高齢者
(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金		一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地・建物の評価額の7割(集合住宅は5割) 月額＝生活扶助費×1.5 －収入充当額	年3% 又は 長期プライムレートのいずれか低い方	高齢者 かつ 生活保護			

【臨時特例つなぎ資金】

(注) 臨時特例つなぎ資金は、延滞利子は徴収しない。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	償還期間	対象世帯
1 臨時特例つなぎ資金	離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費 (対象要件) 住居のない離職者で次のいずれにも該当する者 (1) 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること (2) 借入申込者名義の金融機関の口座を有していること	100,000円以内	連帯保証人不要 無利子	公的給付金又は公的貸付金の交付を受けたときから1ヶ月以内 却下されたときは、却下のときから1ヶ月以内 これによりがたい場合には、1年の期間内で月賦償還(据置期間) なし	住居のない 離職者

6 地区福祉推進協議会 社会福祉協議会

地区福祉推進協議会は、地域住民の社会福祉への積極的な参加を促進し、社会連帯性の強化を図りながら、地域ぐるみで「福祉のまちづくり」を推進している団体です。現在市内の33地区民生委員児童委員協議会の単位ごとに設置されており、主に地域の各団体等の代表者で組織されています。

関係機関、団体と密接な連絡を図りながら、地域の特性を生かした独自の活動を展開しています。

(1) 活動内容

- ①地域福祉を推進するための調査及び研究
- ②地域福祉を推進するための企画及び実施
- ③地域福祉を推進するための広報及び啓発活動
- ④地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成
- ⑤佐世保市社会福祉協議会との連携
- ⑥その他、目的を達成するために必要な事業

(2) 構成委員

- ①民生委員・児童委員・主任児童委員
- ②町内代表者
- ③婦人部代表者
- ④小中学校長
- ⑤老人クラブ代表者
- ⑥警察署（駐在所、交番）
- ⑦消防署など

7 社会参加活動（ボランティア） 社会福祉協議会

市内では、地域や福祉施設をエリアとした、さまざまな分野のボランティアが活発に活動しています。佐世保市（保健福祉部）では、こうした市民のボランティア活動を支援するとともに、一層の活動推進を図るため、社会福祉協議会が実施しているさまざまなボランティア事業を助成しています。

〔主な支援策〕

- 【1】ボランティアセンター運営費の補助
- 【2】社会福祉協議会のボランティア活動推進事業の支援
 - ①ボランティア研修会等の開催
 - ②ボランティア（グループ）研修費の助成
 - ③食事サービスボランティアに対する活動費の一部助成

(1) ボランティアセンター

福祉ボランティアに限らず、国際交流やまちづくり、自然保護など、さまざまな活動を行う市民ボランティアの支援と活動のより一層の充実拡大を図ることを目的に、戸尾町のささぽ市民活動交流プラザ内に開設しています。

センターでは、ボランティアコーディネーターが常駐し、ボランティア活動に参加したい、支援を受けたいなどの各種相談の受付をはじめ、ボランティア・NPO活動支援のためのさまざまな事業を行っています。

- ①所在地 ・事務所 佐世保市戸尾町5-1させぼ市民活動交流プラザ1階 TEL23-3905
Fax42-0102
・研修室 佐世保市花園町101-1（旧バリアフリー生活館）

②開設年月日 平成8年9月23日（H17.3.27 現地へ移転）

③運営主体 佐世保市社会福祉協議会

④開館日時 火曜～土曜 10:00～18:45
日 曜 10:00～17:00
※ただし、月曜・祝日、させぼ市民活動交流プラザ休館日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休館

- ⑤業務内容
- 〈1〉 ボランティア・NPO活動に関する紹介、相談事業
 - 〈2〉 ボランティア・NPO活動に関する活動支援事業
 - 〈3〉 ボランティア活動者・団体の養成、資質向上に関する事業
 - 〈4〉 ボランティア・NPO活動の啓発及び情報提供に関する事業
 - 〈5〉 ボランティア・NPO活動についての調査、研究及び情報収集に関する事業
 - 〈6〉 学校、地域、施設、企業における福祉教育の推進

（2）一般ボランティアグループ

以下の表はボランティアセンターに登録しているグループ・団体です。

（令和3年4月1日現在）

グループ名	代表者名	活動内容	会員数
点訳ボランティア 佐世保ありの会	中島 照子	点訳活動、点訳講習会の開催	26
佐世保音声訳の会	山田 千恵子	音訳テープ・デイジー図書作成、朗読学習	45
佐世保手話サークル 親ゆび小ゆび	副島 輝美	各種行事の手話通訳、手話講習会の開催	103
布の絵本の会	澁野 洋子	布の絵本制作及び貸し出し	10
手話グループ「明るい手」	佐々木美穂子	手話学習、ろうあ者との交流、支援	12
ガールスカウト長崎県第4団	百田 佳代	自然体験活動や奉仕活動、青少年会議ギャザリング等	6
むぎのほ会	横山 浩子	福祉施設でのフラダンス、日本舞踊による交流。	28
佐世保国際交流ボランティア 協会（FIS）	菊池 善明	外国人の方々へ日本文化紹介、日本語の学習指導を通じ国際交流を図る。また、国際交流イベントの開催や語学講座の開催等。	50

グループ名	代表者名	活動内容	会員数
ユニバーサルライフ研究会	下釜 豊広	高齢者や障害者の快適な暮らしを研究し、福祉用具や住宅改修の普及啓発、事例を通しての勉強会や、専門家を招いての講演会の開催	27
させぼ介護相談員 虹の会	森山 節子	施設を訪問し、利用者の立場に立って相談を受け、利用者が安心した日々を送れるよう施設との橋渡し役としての活動	30
要約筆記 佐世保び〜どろ	牛島 徹	聴覚障害者（特に手話ができない中途失聴者・難聴者）への文字通訳による情報提供	13
S. B. Cクラブ	松田 武幸	観光地佐世保に貢献することを目的に、年2回程度弓張岳公園等の清掃活動を行う。	14
にほんごクラブ佐世保	松島 厚子	佐世保在住の外国人の方々へ日本語の学習支援を行う。花見会や夏祭りなどの行事を開催	18
小佐々町防犯パトロール隊 (黒石地区)	石田 久	街頭犯罪等の撲滅、青少年の犯罪や非行の防止、安全、安心及び安らぎのある地域づくりを目的に、徒歩や車両によるパトロール活動	75
九十九島の会	伊藤 一喜	九十九島全島の実態調査、芸術文化に関する情報の収集・整理・発信のほか、ボランティアガイドの派遣を行う。	55
ふるさと自然の会	川内野 善治	ふるさとの自然に親しみ大切にする心を育み、その豊かな恵みを後世に伝えていくことを目標とした活動を実施	123
みどりの会	八重野 早苗	食事サービス、介護予防の集い、介護教室の開催 ふれあいネットワーク活動支援	9
「あなたも話してみませんか」 手話の会	青木 和子	健聴者と聴覚障害者との手話によるコミュニケーション支援活動 研修会の実施	32
かずら会	山田 よし子	認知症予防のために月2回集まり、脳がいきいきになるようなプログラム作りなどを行う。	12
させぼ地域ねこの会	徳永 良子	動物との共生の仕方についての考え方やその方法についての意識啓発のための「猫セミナー」の開催	8
さくらんぼクラブ	宗 明美	絵本の楽しさを伝えることを目的に、幼稚園・保育園・デイサービス等への出前読みかたりを行う。（絵本、パルピター、紙芝居など）	5
サセボ ハーモニカクラブ	松尾 トシ子	福祉施設等でのハーモニカ演奏活動	12
特定非営利活動法人 葵会	吉村 市代	①乳がんの早期発見への社会的認識を高めるためのキャンペーン事業 ②乳がん患者へのサポート事業③乳がん体験者コーディネーター養成事業④児童養護施設の子どもたちとの交流事業⑤高齢者との交流事業	42
佐世保学生ボランティア協会	野元 颯真	福祉施設での交流活動、在宅障がい児、及び家族との交流活動、献血の呼びかけやかえっこバザール、祭りの手伝い、その他必要に応じての活動	98
特定非営利活動法人 大地といのちの会	吉田 俊道	市民を対象に、ゴミ減量、食育推進、有機農業の振興に関する事業を行い、いのちや未来を大切に考えて行動する仲間を増やし、幸せな社会の実現を目指した活動を展開する。	559

グループ名	代表者名	活動内容	会員数
音楽ユニット「ゆう佳」	谷垣 ゆう子	軽費老人ホーム、グループホーム、デイサービス、病院等を訪問し、出前コンサートを開催。利用者の方と一緒に歌を歌っていただき交流を図る。	2
NPO法人 スペシャルオリンピックス 日本・長崎佐世保支部	宮崎 隆夫	知的障がいのある人に、年間通じて各種のスポーツトレーニングと競技会を提供する。月に2回の日曜に2時間、陸上競技、水泳、バドミントンのトレーニングを行っている。長崎県障がい者スポーツ大会やスペシャルオリンピックスの大会に参加している。	82
育児支援ボランティア 「させぼっ子・応援たい」	迎 純子	育児中の母親の支援、講演会、母親の勉強会等の託児を行う。	38
黒島ハッピー隊	末吉 順子	独居老人の方の閉じこもり防止を含め、地域住民のふれ合い(心の交流)の場を提供している。	10
佐世保空襲を語り継ぐ会	早稲田 矩子	1945年6月29日の佐世保大空襲を通して、戦争のない世界を目指す平和教育を行っている。	16
Animal Rescue 佐世保	祖母井 美由紀	保健所に捕獲拘留され、飼い主返還や一般譲渡されず殺処分が決まった犬達を保護し、新しい飼い主さんを探す手伝い。	14
虹色笑いよかみね〜クラブ	久保山 絹代	笑いヨガの提供。簡単に笑うだけのエクササイズ。	20
佐世保隣人愛の会	松本 幸子	ホームレス等の生活困難者の支援(自立支援)。ホームレス等の方の弁当の炊き出し、アルコール、ギャンブル、買い物依存症の方やその家族の方の相談支援(医療機関等のお世話)。就労困難者の方の就職支援。	11
希望の会	田中アイ子	高齢者支援活動。施設入所者の清拭のために使われる綿布類(タオル、バスタオル、石鹸)等の提供の呼びかけ及びカット作業(おしぼりサイズ)。	18
特定非営利活動法人 ふれあいサークルあんず	井植ミチヨ	高齢者が元気に社会参加でき、また日本伝統文化を若者に継承することで青少年の健全な育成を図ることを目的に活動している。着付け体験教室(一般・中学校・高校・外国人等)・和食の料理教室・高齢者の生活支援。	14
させぼおもちゃ病院	近藤 一郎	おもちゃを修理することを通じ、子どもたちに物の大切さや心の温かさを感じてもらい、明るい街づくりを目指す。	13
ペプこやん	高野 淳子	子育て支援としてカブラを使い、読み聞かせや親子で楽しんでもらう場の提供。	5
TEAM SEA TURTLE	濱本 香奈	佐世保市の「宝」である海を美しく残していくことを最大の目的とし、生物の保全、景観の維持、川・海の清掃活動を行う。	30
公益社団法人 隊友会 長崎県隊友会 佐世保支部	豊住 太	「国民と自衛隊とのかけ橋」として、社会貢献活動の一環として防災ボランティアに取り組み、地域の防災リーダーとしての活躍を目指す。	1,065

グループ名	代表者名	活動内容	会員数
長崎ミュージック・ケア研究会「きらきらの会」	久部 美佳子	福祉施設などに訪問し、ミュージック・ケアの体験を実施する。	18
江迎地区みんなの食堂実行委員会	田中 美佐子	江迎地区で、みんなの食堂「ちょっと きてみんね」を実施し、食を通して、地域活性化を図る。	5
江迎千灯籠まつり実行委員会	元谷 洋見	江迎千灯籠まつりの実施	138
ワクワクくらぶ	相川 加津美	子ども食堂と学習支援の実施。大野地区・春日地区の子ども達に食を仲介とする居場所の提供。	8
ひよっとこと愉快的仲間達	藤川 和敏	会員各自の持ち芸を持って施設や各種行事に参加。ひよっとこ踊り、麦畑、ヤットン節、三度笠、オペラ座の怪人、フラダンス、社交ダンス、その他多くの芸を披露	12
佐世保子ども劇場	田向 廣子	子どもたちのため優れた芸術を鑑賞し、児童文化の創造と発展のために努力し、子ども達の豊かな感受性、自主性、創造性を育み健全な成長をはかる。	104
つくもハーモニカクラブ	末竹 宏章	高齢者施設（老人ホームなど）へ出向き、ハーモニカ演奏によるボランティア活動を行う。	9
パソボラ・こころのかみかほし	吉浦 正利	コミュニケーション困難な重度障害者や高齢者へ独自開発した意思伝達ソフトを入れたパソコンの貸出と操作指導など。	9
たすけ愛サークル	前田 龍太郎	福祉関係のボランティア活動を行う。	5
佐世保インターナショナルレディーズクラブ	木原 京子	国際親善を目的としてお互いの理解と友情を深め、ともに向上を図り社会福祉に貢献することを目的とする。	72

登録団体 49グループ 登録人員 3,130名

(3) 食事サービスボランティアグループ

一人暮らし老人や高齢者世帯などを対象に、ふれあい型の食事サービスを提供するボランティアグループです。会食や弁当の宅配を通じて、各種相談の受付や孤独感の緩和など、援護を要する人々の福祉増進に寄与しているほか、地域ボランティアの発掘と醸成に大きな役割を果たしています。

(令和3年4月1日現在)

No.	地区名	町名	グループ名	代表者名	会員数
1	宮	宮地区全町	宮ひまわり会	松田 ます美	14
2	三川内	三川内地区全町	三川内地区福推協食事サービス	椎葉 幸秋	20
3	江上	有 福 町	カトレア会(双葉会)	楠本 浩一郎	15
4		有 福 町	光の丘食事サービス	角田 主税	21
5		有 福 町	有福会	岡村 擴二	19
6	早岐	勝海町	勝海町桃山会	南里 やよい	8
7	日宇	黒髪町2の2組	黒髪町2の2組自治会食事サービスグループ	山崎 晏広	11
8		大 岳 台	大岳台町「ふれあい食事会」	坂井 シゲ子	10
9	天神	西天神町	西天神町食事サービス	日高 直子	24
10		東浜町1組	東浜町一組食事サービス	祖母井 順子	15
11		大黒町2組	大黒町二組婦人部	藤田 貞子	23
12		十 郎 新 町	十郎 むつみ会	久野 トミ子	10
13		大黒町3組	大黒3組婦人部	中島 早苗	12
14	福石	東山町1組	たんぼぼ会	井手 幸子	7
15		大宮町2組	大宮町2組食事サービス	平島 三郎	11
16		大 黒	大黒団地自治会	碓屋 輝美	18
17		大宮町3組	大宮町三組トマトの会	笹山 愛一郎	11
18		大宮町1組	大宮町1組食事サービス	山田 隆治	6
19		大宮町4組	大宮町四組公民館 もみじ会	野副 芙美子	13
20	木風	稲荷町4組	稲荷町四組食事サービス(荘和会)	光武 紀美子	8
21		木風町2組	木風ふれあい食堂食事サービス	岡 裕子	4
22	潮見	若葉町2組	若葉町2組食事サービス	篠崎 弓子	4
23		潮見町	潮見町婦人部食事サービスグループ	田原 トシ子	6
24		トーカーマンション	やよい会	永田 登子	4
25		若葉町3組	若葉町3組老人クラブ 若治会	加納 光子	10
26	小佐世保	白 木 町	白木町自治会婦人部	大野 喜代子	9
27		東小佐世保町	東小佐世保町婦人部	前田 佳奈	9
28		西高梨町	西高梨町公民館婦人部	笠原 良子	9
29		東高梨町	東高梨食事サービスハッピーA	服部 京子	9
30	光園	祇園町	祇園町2組 緑寿会	小林 政幸	6

No.	地 区	町 名	グ ル ー プ 名	代表者名	会員数
31	山 手	折橋町4組	折橋町4組自治会	吉田 宣康	5
32	清 水	梅 田 町	梅田町食事サービスボランティアグループ	佐藤 フサ子	18
33		石 坂 町	石坂さくら会食事サービス	三好 卓	6
34		谷 郷 町	にじいろ食堂	長尾 聡美	3
35	赤 崎	赤崎町1組	赤崎1組公民館食事サービス	末吉 民子	9
36		小 島 町	小島町婦人部民生委員クラブ	里崎 和子	14
37	九 十 九	俵ヶ浦町	俵ヶ浦町食事サービス	佐伯 公子	15
38		野 崎 町	のざきおしゃべり会	長嶺 さつき	8
39		庵 浦 町	庵の里	山口 貞之	16
40	春 日	春日地区全町	春日地区食事サービス	高倉 逸子	15
41		桜 木 町	桜木町公民館老人部食事会	川原 鏡子	9
42	中里皆瀬	下 本 山 町	下本山さしの会	原 初美	19
43	大 野	大野地区全町	大野地区福推協食事サービス	鶴田 竹一	31
44		泉 福 寺 3 組	高齢者見守り食事会	林 田 勝	5
45		新 泉 福 寺	新泉高齢者食事サービス	大 榮 恭子	10
46		乙 女 橋	乙女橋さくら会食事サービス	山内 俊信	5
47		原 分 町	坂の下成寿会食事サービス	井手 源一郎	17
48	柚 木	柚木地区全町	柚木地区食事サービス	小川 則弘	71
49		柚 木 地 区	柚木柚子の会	久野 タケ	12
50		柚木元町3組	もとふれ食事サービス	野寄 千津子	9
51	相 浦	棚 方 緑 町	みどりの会食事サービス	八重野 早苗	11
52		棚 方 町	芙蓉の花の会	青木 朝子	15
53		長 坂 町	長坂町ひまわりの会	山口 カツ子	8
54		日 野 町	サロン新町食事サービス	山口 ひとみ	7
55	黒 島	黒島地区全町	黒島ハッピー隊	末吉 順子	16
56	吉 井	吉 井 全 町	吉井地区食事サービス		79
57	世 知 原	世知原全町	世知原地区食事サービス わかば会		38
58	小 佐 々	小 佐 々 全 町	小佐々地区食事サービスふれあいボランティア		20
59	江 迎	江 迎 全 町	江迎地区ふれあい食事サービス		69
合 計		25地区	59グループ		899